

鴻巣市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市に転入し、又は市内で転居した低所得者の世帯の婚姻に伴う新生活の費用を支援することにより、地域における少子化対策を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、鴻巣市補助金等の交付に関する規則（昭和54年鴻巣市規則第4号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの期間に婚姻届を提出し、受理された日において夫婦のいずれもが満39歳以下である世帯をいう。
- (2) 継続補助対象世帯 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（以下「前年度」という。）に補助金の申請をし、その交付を受けた世帯であって、当該補助金の額が、前年度において定める1世帯当たりの補助上限額に達しなかった世帯をいう。
- (3) 住居費 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間（以下「支払期間」という。）において、婚姻を機に新たに住宅を取得した費用又は賃借するために要した費用（賃借に係る賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料）をいう。
- (4) リフォーム費用 支払期間において、婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 賃貸住宅に係る工事費用

イ 倉庫又は車庫に係る工事費用

ウ 門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用

エ エアコンディショナー、洗濯機等の家電購入又は設置に係る費用

オ 鴻巣市住宅リフォーム資金補助金交付要綱（平成２５年鴻巣市告示第５６号）第１２条第２項の規定により交付された補助金に係る補助対象経費として算定された費用

カ 鴻巣市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱（令和２年鴻巣市告示第１５７号）第２条第１号の規定による住宅用省エネ設備に係る工事費用

(5) 引越費用 支払期間において、婚姻を機に引越しをするために引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

（補助対象世帯）

第３条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 第６条第１項の規定による申請時において、世帯が市内に居住し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定による住民登録をしていること。

(2) 令和７年度（４月から６月までの申請にあつては令和６年度）の所得証明書又は非課税証明書をもとに、夫婦の所得を合算した額が５００万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学、生活等のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、夫婦の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。

(3) 市税の滞納がないこと。

(4) 生活保護による住宅扶助を受けていないこと。

(5) 過去に、内閣府又はこども家庭庁が定める地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に規定する結婚新生活支援事業として都道府県又は市区町村が交付する補助金を受けていないこと。

(6) 新婚世帯に鴻巣市暴力団排除条例（平成２４年鴻巣市条例第２９号）第２条第２号に規定する暴力団員を含まないこと。

２ 補助金の交付を受けることができる継続補助対象世帯は、前項各号

（同項第 2 号を除く。）のいずれにも該当する世帯とする。この場合において、同項第 5 号中「補助金」とあるのは、「補助金（前年度において当該世帯が申請し、鴻巣市から交付を受けたものを除く。）」とする。

（補助対象費用）

第 4 条 補助の対象となる費用は、支払期間の住居費、リフォーム費用及び引越費用を合算した額とする。ただし、市長が別に指定する住宅に係る補助以外の国又は県が行う補助を受けている部分の工事費用を除く。

2 住居費のうち、住宅を賃借するために要した費用についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 月払いの賃料及び共益費については、3 か月分を上限とし、賃料及び共益費を日割で支払った月については、日割で支払った額を 1 か月分とみなす。ただし、継続補助対象世帯においては、前年度に申請し、交付を受けた補助金（以下「前年度補助金」という。）に係る補助対象費用のうち、賃料及び共益費の申請月数と合算して 3 か月分を上限とする。

(2) 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当分を控除した額とする。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、前条に規定する補助対象費用とし、1 世帯当たりの補助金の上限額は、次に掲げる額とする。

(1) 夫婦のうち、婚姻日における年齢の高い者が満 29 歳以下の新婚世帯 600,000 円

(2) 夫婦のうち、婚姻日における年齢の高い者が満 30 歳以上満 39 歳以下の新婚世帯 300,000 円

(3) 継続補助対象世帯 前年度において定める 1 世帯当たりの補助上限額から、前年度補助金の額を控除して得た額

2 前項に規定する補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、

鴻巣市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、支払期間に市長に提出しなければならない。ただし、継続補助対象世帯にあっては、第1号から第4号までに掲げる書類の提出は不要とする。

- (1) 戸籍謄本（申請日において戸籍謄本を発行することができない場合は、婚姻届受理証明書）
- (2) 住民票の写し
- (3) 所得証明書又は非課税証明書
- (4) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (5) 同意書兼誓約書（様式第2号）
- (6) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類
- (7) 離職証明書等
- (8) 住宅の売買契約書及び支払いの内訳が分かる領収書等の写し
- (9) 住宅の賃貸借契約書及び支払いの内訳が分かる領収書等の写し
- (10) 住宅手当支給証明書（様式第3号）
- (11) 住宅のリフォームに係る工事の請負契約書又は請書及び支払いの内訳が分かる領収書等の写し
- (12) 引越費用に係る領収書等の写し
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第6号から第12号までに掲げる書類について、当該書類に係る事実がない場合は、その添付を省略することができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、鴻巣市結婚新生活支援補助金交付決定・却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更）

第7条 前条第3項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに鴻巣市結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第5号）に、同条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、鴻巣市結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 交付決定者は、第6条第3項又は前条第2項の通知書を受けた場合は、鴻巣市結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、鴻巣市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) その他この告示に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、第7条第2項の規定により補助金の交付決定を変更した場合及び前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、鴻巣市結婚新生活支援補助金返還請求書（様式第9号）により当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（報告等）

第11条 市長は、補助金を交付する前又は交付した後にかかわらず、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

- 2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（関連書類の整備）

第12条 交付決定者は、補助対象費用を明らかにした書類、帳簿等を整

備しておかなければならない。

- 2 前項に規定する書類、帳簿等は、当該補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鴻巣市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われる申請に係る補助金について適用し、同日前に行われた申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。